

小田原市監査委員公表第5号

令和2年11月5日

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 鈴 木 和 宏

定期監査（財産区）の結果公表

地方自治法第199条第1項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和2年度定期監査（足柄財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和元年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳、財産に係る契約書等関係書類は適正に作成・管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産の台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 財産の台帳（明細書）において当財産区の所有財産としている土地の一部に、提出を受けた証憑と一致しないものがあつた（南足柄市外二カ市町組合及び南足柄市外四カ市町組合に係る共有地の一部）。このため、当該組合に係る共有地分の所有財産について、適正に把握されていると判断するに足る基礎を得ることができなかった。
（証憑（一部事務組合の規約）にない地番1か所、面積が一致しない地番が8か所。なお、当該組合に係る共有地について規約以外の証憑の備付けはなかった。）
- 2 財産の台帳（明細書）において、自ら分収するための権原及び地上権の記載がない、又は正確でない。（権原の種類が不正確、非該当の土地が含まれている、土地の面積に誤りがある）
- 3 分収契約（自ら管理する土地において他の者に分収させている分）のうち契約書原本の存在を確認できないものがある。

なお、上記除外事項を含め、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

- 1 南足柄市外二カ市町組合及び南足柄市外四カ市町組合に係る共有地については、速やかに調査し、所有財産を明確にすべきである。
- 2 財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。現状では、財産台帳は分収造林のための権原、地上権の記載に漏れ、誤謬があるなど正確性に欠けたものになっている。また、実測面積を把握している筆については、その面積についても財産台帳に記載するとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであるとする。

令和2年度定期監査（大窪財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和元年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳、財産に係る契約書等関係書類は適正に作成・管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産の台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

分収契約（自ら管理する土地において他の者に分収させている分）のうち契約書原本の存在を確認できないものがある。

なお、上記除外事項を含め、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。財産台帳には県との分収契約期間のほか、実測面積を把握している筆がある場合には、その面積についても記載するとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであるとする。

令和2年度定期監査（早川財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和元年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳、財産に係る契約書等関係書類は適正に作成・管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産の台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 財産の台帳（明細書）において、自ら管理する山林と県に分収させている山林の別に誤りがある。
- 2 分収契約（自ら管理する土地において他の者に分収させている分）のうち契約書原本の存在を確認できないものがある。

なお、上記除外事項を含め、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。財産台帳には県が分収している山林の筆及び期間を正確に表示するとともに、実測面積を把握している筆がある場合にはその面積についても記載するほか、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであるとする。

令和2年度定期監査（下府中財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和元年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳、財産に係る契約書等関係書類は適正に作成・管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産の台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

財産の台帳（明細書）において、自ら分収するための権原及び地上権の記載がない、又は正確でない。（権原の種類が不正確、非該当の土地が含まれている、土地の面積に誤りがある）

なお、上記除外事項を含め、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。現状では、財産台帳は分収造林のための権原、地上権の記載に漏れ、誤謬があるなど正確性に欠けたものになっている。また、実測面積を把握している筆については、その面積についても財産台帳に記載するとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであるとする。

令和2年度定期監査（桜井財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和元年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳、財産に係る契約書等関係書類は適正に作成・管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産の台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 財産の台帳（明細書）において当財産区の所有財産としている土地の一部に、提出を受けた証憑と一致しないものがあつた（南足柄市外二カ市町組合、南足柄市外四カ市町組合及び南足柄市外五カ市町組合に係る共有地の一部）。このため、当該組合に係る共有地分の所有財産について、適正に把握されていると判断するに足る基礎を得ることができなかつた。

（証憑（一部事務組合の規約）にない地番2か所、面積が一致しない地番が15か所。なお、当該組合に係る共有地について規約以外の証憑の備付けはなかつた。）

- 2 財産の台帳（明細書）において、自ら分収するための権原及び地上権の記載がない、又は正確でない。（権原の種類が不正確、非該当の土地が含まれている、土地の面積に誤りがある）

なお、上記除外事項を含め、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

- 1 南足柄市外二カ市町組合、南足柄市外四カ市町組合および南足柄市外五カ市町組合に係る共有地については、速やかに調査し、所有財産を明確にすべきである。
- 2 財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。現状では、財産台帳は分収造林のための権原、地上権の記載に漏れ、誤謬があるなど正確性に欠けたものになっている。また、実測面積を把握している筆については、その面積についても財産台帳に記載するとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであるとする。

令和2年度定期監査（豊川財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和元年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳、財産に係る契約書等関係書類は適正に作成・管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産の台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 財産の台帳（明細書）において当財産区の所有財産としている土地の一部に、提出を受けた証憑と一致しないものがあつた（南足柄市外四カ市町組合に係る共有地の一部）。このため、当該組合に係る共有地分の所有財産について、適正に把握されていると判断するに足る基礎を得ることができなかつた。
（証憑（一部事務組合の規約）と面積が一致しない地番が3か所。なお、当該組合に係る共有地について規約以外の証憑の備付けはなかつた。）
- 2 財産の台帳（明細書）において、自ら分収するための権原及び地上権の記載がない、又は正確でない。（権原の種類が不正確、非該当の土地が含まれている、土地の面積に誤りがある）

なお、上記除外事項を含め、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

- 1 南足柄市外四カ市町組合に係る共有地については、速やかに調査し、所有財産を明確にすべきである。
- 2 財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。現状では、財産台帳は分収造林のための権原、地上権の記載に漏れ、誤謬があるなど正確性に欠けたものになっている。また、実測面積を把握している筆については、その面積についても財産台帳に記載するとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであるとする。

令和2年度定期監査（上府中財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和元年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳、財産に係る契約書等関係書類は適正に作成・管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産の台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

財産の台帳（明細書）において、自ら分収するための権原及び地上権の記載がない、又は正確でない。（権原の種類が不正確、非該当の土地が含まれている、土地の面積に誤りがある）

なお、上記除外事項を含め、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。現状では、財産台帳は分収造林のための権原、地上権の記載に漏れ、誤謬があるなど正確性に欠けたものになっている。また、実測面積を把握している筆については、その面積についても財産台帳に記載するとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであるとする。

令和2年度定期監査（酒匂財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和元年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳、財産に係る契約書等関係書類は適正に作成・管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産の台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

分収契約（自ら管理する土地において他の者に分収させている分）のうち契約書原本の存在を確認できないものがある。

なお、上記除外事項を含め、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。財産台帳には県との分収契約期間のほか、実測面積を把握している筆がある場合には、その面積についても記載するとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであるとする。

令和2年度定期監査（片浦財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和元年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳、財産に係る契約書等関係書類は適正に作成・管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産の台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 財産の台帳（明細書）において、自ら管理する山林と他者に分収させている山林の別に誤りがある、又はその別の根拠、面積を確認できない土地がある。
- 2 分収契約（自ら管理する土地において他の者に分収させている分）のうち契約書原本の存在を確認できないものがある。

なお、上記除外事項を含め、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。現状では、財産台帳は管理の別に誤りがある、又はその別の根拠、面積を確保できない土地があるなど正確性に欠けたものになっている。また、実測面積を把握している筆については、その面積についても財産台帳に記載するとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであるとする。

令和2年度定期監査（曾我財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和元年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳、財産に係る契約書等関係書類は適正に作成・管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産の台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 財産の台帳（明細書）において当財産区の所有財産としている土地の一部に、提出を受けた証憑と一致しないものがあつた（南足柄市外二カ市町組合に係る共有地の一部）。このため、当該組合に係る共有地分の所有財産について、適正に把握されていると判断するに足る基礎を得ることができなかった。
（証憑（一部事務組合の規約）と面積が一致しない地番が1か所。なお、当該組合に係る共有地について規約以外の証憑の備付けはなかった。）
- 2 財産の台帳（明細書）において、自ら分収するための権原及び地上権の記載がない、又は正確でない。（権原の種類が不正確、非該当の土地が含まれている、土地の面積に誤りがある）

なお、上記除外事項を含め、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

- 1 南足柄市外二カ市町組合に係る共有地については、速やかに調査し、所有財産を明確にすべきである。
- 2 財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。現状では、財産台帳は分収造林のための権原、地上権の記載に漏れ、誤謬があるなど正確性に欠けたものになっている。また、実測面積を把握している筆については、その面積についても財産台帳に記載するとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであるとする。